

金利
上乘せなし



もしもに備えた 充実保障

01 金利上乘せなしで 保障も充実の団信

住宅ローンの返済期間中にお客さまに万一のことがあった場合、
保険金によって住宅ローンの完済を行うことを目的とする団体保険商品です。

さらに 3つの特約すべて付帯で充実!

リビングニーズ
特約

保険期間中に医師の診断書等で
保険会社により余命6ヵ月以内と
判断されたときに被保険者の請求
により保険金が支払われます。

重度ガン保険金
前払特約

保険期間中にガンと診断され、標準
的な治療の指針にもとづく治療を
すべて受けたが効果がなかったなど
と保険会社により判断されたとき
に、被保険者の請求により保険金
が支払われます。

先進医療
特約*

先進医療技術料被保険者負担額を
通算1,000万円までお支払いします。
※先進医療特約はお客さま一人につき
一つとし、すでに引受保険会社において先進
医療特約に加入されている場合(引受保険
会社とお客さまの直接契約を含む)等は
付帯されません。

年齢制限はございません。弊社住宅ローンご契約者さまであれば、何歳の方でもご加入いただけます。

ガンも
含む全疾病



もしもに備えた 充実保障

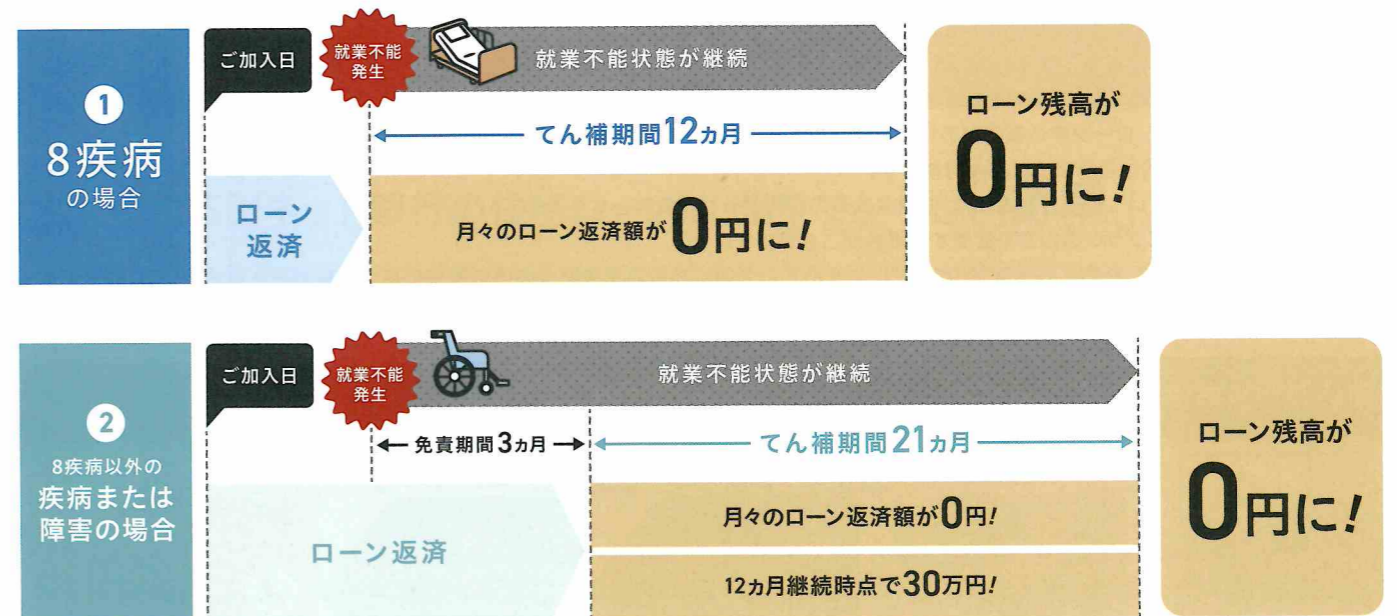
02 ガンを含むすべての 病気・ケガ^{※1}をカバー

「8疾病」と「8疾病以外の疾病または傷害」により、所定の期間就業不能状態(自宅療養も含む)が
継続した場合に、保険金・見舞金が支払われます。

8疾病とは、ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎を指します。

※1 精神障がい等を除く。

※ 保険会社の判断により加入できない場合があります。条件によっては保険金等がお支払いされない場合があります。
詳細につきましては「被保険者のしおり」記載の「契約概要」・「注意喚起情報」を必ずお読みください。



※免責期間中は保険金のお支払いはありません。

※責任開始日(融資実行日)から3ヵ月間は待期間となり、8疾病・8疾病以外いずれも保障の対象となりません。

年齢制限はございません。弊社住宅ローンご契約者さまであれば、何歳の方でもご加入いただけます。



住宅ローン完済までの「もしも」に備えた充実した保障が、すべて「金利の上乗せなし」で付帯。保険料は銀行が代わってお支払するので、負担は一切ありません。



団体信用就業不能保障保険

「月々のローン返済に対する保障」と「ローン債務残高に対する保障」、8疾病以外の場合は「長期就業不能見舞金」の3つの保障がついています。保険料は当社が負担します。

8疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)の場合

8疾病により就業できない状態が12ヵ月を超えて継続した場合、住宅ローンの残高が0円になります。就業不能状態が12ヵ月に満たない場合は、毎月のローン返済相当額を保障します。

8疾病以外の場合

8疾病以外の疾病または傷害により就業できない状態が24ヵ月を超えて継続した場合、住宅ローンの残高が0円になります。就業不能状態が24ヵ月に満たない場合は、毎月のローン返済相当額を保障します(但し、就業不能発生より3ヵ月間は免責期間となり、毎月のローン返済相当額は保障されません)。また、就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合、長期就業不能見舞金が支払われます。

※ご加入にあたっては、詳しい保障内容やお客さまの不利益となる事項が記載された、「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。

※融資日から3ヵ月間は待期間となり、8疾病・8疾病以外いずれも保障の対象となりません。

お申込みにあたって

- 保険契約ご加入の際、「契約申込書兼告知書兼同意書」で健康状態などを告知していただきます。
- 加入申込保険金額が1億円超のかたは、「契約申込書兼告知書兼同意書」のほかに健康診断書などをご提出いただきます。
- 健康状態によりご加入いただけない場合があります。
- 長期就業不能見舞金特約はお客さまお一人につき一つとし、すでに他の住宅ローンで長期就業不能見舞金特約に加入されている場合等は付帯されません。

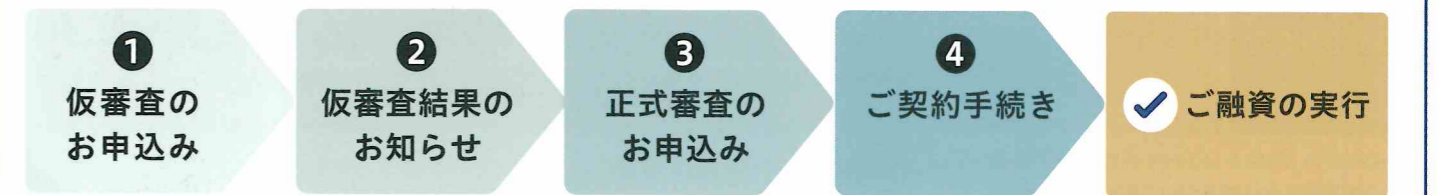
引受保険会社:SBI生命保険株式会社

提携住宅ローンの商品概要

お借入金額	500万円以上2億円以下(10万円単位)
お借入期間	1年以上35年以内
お取り扱い地域	日本国内全域です。ただし借地上・保留地・共有仮換地上の物件、離島にある物件については、お取り扱いできません。
金利タイプ	「変動金利タイプ」「固定金利特約タイプ」の2つの金利タイプからご選択いただけます。「変動金利タイプ」をご選択いただいた場合、お借入れ後の金利は、毎年4月1日、10月1日の当社短期プライムレートを基準として年2回金利の見直しを行います。
担保	ご融資対象物件(建物のみ場合は土地・建物の双方)に住信SBIネット銀行を抵当権者とする抵当権を第1順位にて設定していただきます。
保証	保証会社の保証付ではありません。収入合算者は連帯保証人、担保提供者は物上保証人とさせていただきます。
保証料	なし
事務取扱手数料	お借入金額の2.2%(税込)に相当する金額。※消費税額は、ご融資実行日時時点の適用税率に基づき算出されます。
団体信用生命保険	住信SBIネット銀行指定の団体信用生命保険にご加入いただけます。保険料は住信SBIネット銀行が負担いたします。引受保険会社:SBI生命保険株式会社

- 固定金利特約期間中に全額繰上返済を行う際は、33,000円(税込)の手数料が必要です。
 - 固定金利特約期間終了後、再度、その時点の当社所定の「固定金利特約タイプ」の金利により固定金利特約期間を設定することができます。なお、再設定のお申出がない場合には「変動金利タイプ」に変更となります。固定金利特約期間終了時において金利が上昇している場合、同一期間の固定金利特約を再設定されても、返済額が増える可能性がありますので、あらかじめご注意ください。
 - お申込みに際し、所定の審査をさせていただきます。審査により、ご希望に添えない場合がございます。審査の結果およびお借入金額によっては、お借入金利が年0.1%~年0.3%上乘せとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - お借入後に条件変更する場合には、手数料がかかる場合がございます。
 - 詳しい内容につきましては、ローン申込書同封の「住宅ローンのご案内」パンフレットをご覧ください。
 - 当社WEBサイトにて具体的な返済額の試算が可能です。
- ※既に当社でお借入れいただいているご契約には、お借入れ時の金利プランが適用となります。
- ※金融情勢等によっては金利プランの内容を変更する場合がございます。
- ※お手続き時に実際にお支払いいただく各手数料の金額は、当社所定の金額に当該お手続き時点の適用税率に基づき算出される消費税額(地方消費税を含みます)を加算した金額となるため、記載と異なる場合がございます。

お申込みからお借入れまでの流れ



適用金利はお申込時ではなく、お借入実行日の金利が適用されます。

NEOBANK 住信SBIネット銀行 0120-974-646

住宅ローンに関するお問合わせは
カスタマーセンターまで

携帯電話・PHS
(通話料有料) 0570-001-646

ナビダイヤル通話料
20秒11円(税込)

シミュレーションは
こちらから

最新の金利は
こちらから



【受付時間】平日9:00~18:00/土・日・祝日9:00~17:00(12月31日、1月1日~3日、5月3日~5日を除く)

お問合わせの際は「提携住宅ローン」とお申出ください。

8 団体信用生命保険について

団体信用生命保険とは

当社を保険契約者として、当社から住宅ローンをお借入れになられたかたが被保険者となり、その債務の返済期間中に万一のことがあった場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うことを目的とする団体保険商品です。住宅ローン借入れに際しては、団体信用生命保険にご加入いただく必要があります。引受保険会社の査定により団体信用生命保険に加入できなかった場合は、ご融資をお断りいたします。

団体信用生命保険の仕組み



お申込みにあたって

- ・ 保険会社の専用WEBサイトから保険お申込み・告知手続きをしていただきます。(必ずご本人がお手続き願います。)
- ・ 加入申込保険金額が1億円超のかたは、専用WEBサイトでの保険お申込み・告知手続きのほかに診断書などをご提出いただきます。
- ・ 引受保険会社の査定によりご加入いただけない場合や特約を付加できない場合があります。
- ・ ご加入にあたっては、詳しい保障内容やお客さまの不利益となる事項が記載された「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起事項」を必ずお読みください。
- ・ 告知の有効期限は告知日から起算して12ヵ月です。期間経過後にお借入をご希望される場合は、提携不動産会社さまもしくはカスタマーセンターまでご連絡ください。

保険料

- ・ 保険料は当社が負担いたします。

保険金・給付金がお支払いされる場合

- ・ 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または責任開始日以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障がい状態となったときに被保険者の請求により保険金がお支払われます。

■リビングニーズ特約保険金

保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断されたときに被保険者の請求により保険金がお支払われます。

■重度ガン保険金前払特約保険金

保険期間中にガンの標準的な治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断されたときに被保険者の請求により保険金がお支払われます。

■先進医療給付金

保険期間中に病気やケガにより厚生労働大臣の定める先進医療を受療されたときに、被保険者の請求により先進医療技術料被保険者負担額(通算1,000万円まで)が給付金として支払われます。

※先進医療特約はお客さま一人につき一つとし、既に先進医療特約に加入されている場合(引受保険会社とお客さまの直接契約を含む)等は付帯されません。

保険金・給付金がお支払いされない場合の代表的な事例

- ・ 被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金・給付金のお支払いができません。
 - ① 告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき
 - ② 責任開始日から1年未満に自殺されたとき
 - ③ 被保険者の故意により所定の高度障がい状態になられたとき
 - ④ 責任開始日前の傷害または病気が原因で所定の高度障がい状態になられたとき
 - ⑤ 戦争・その他の変乱により死亡または所定の高度障がい状態になられたとき
 - ⑥ 詐欺行為、保険金などの不法取得目的によりこの保険契約の被保険者となっていたとき

保険事故発生の場合のご連絡

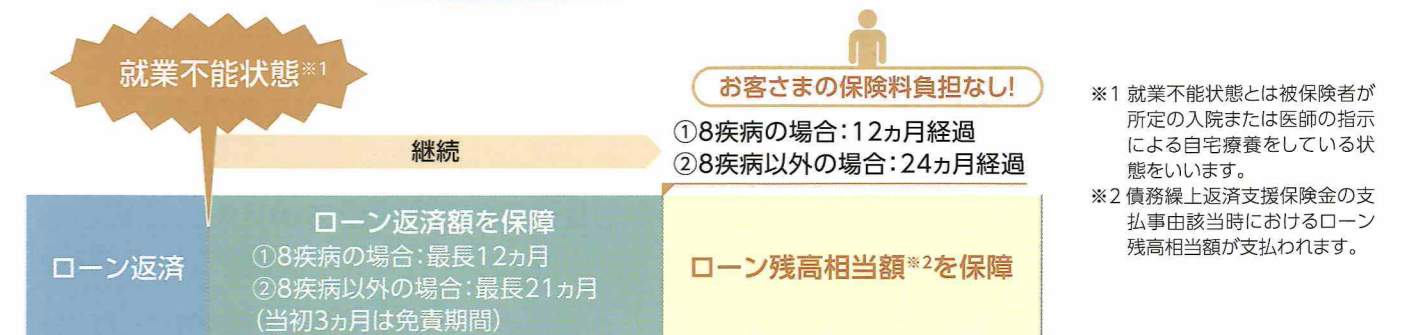
万一、被保険者に保険事故(死亡・所定の高度障がい状態に該当など)が発生した場合には、すみやかにカスタマーセンターまでご連絡ください。なお、保険金・給付金の請求権は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅しますので、ご注意ください。

〈カスタマーセンター〉	死亡の場合	0120-974-242 (通話料無料) または 03-5363-7370 (通話料有料) 年中無休24時間受付
	高度障がいなどの場合	0120-974-646 (通話料無料) 携帯電話・PHS: 0570-001-646 (ナビダイヤル*)
平日 9:00~18:00、土・日・祝日 9:00~17:00(12月31日、1月1~3日、5月3~5日を除く) ※通話料 20秒11円(税込)		

9 全疾病保障について

(正式名称: 団体信用就業不能保障保険(団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約、団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約付))

全疾病保障の仕組み



8疾病とは、ガン(悪性新生物)・脳卒中・急性心筋梗塞・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎をいいます。

お申込みにあたって

- ・ 保険会社の専用WEBサイトから保険お申込み・告知手続きをしていただきます。(必ずご本人がお手続き願います。)
- ・ 加入申込保険金額が1億円超のかたは、専用WEBサイトでの保険お申込み・告知手続きのほかに診断書などをご提出いただきます。

保険料

- ・ 保険料は当社が負担いたします。

保険金・見舞金がお支払いされる場合

■就業不能保険金

被保険者が融資日以降に生じた傷害または疾病により融資日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に就業不能状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、被保険者の請求により毎月のローン返済相当額が保険金として支払われます。ただし、8疾病以外の疾病または傷害により就業不能状態となった場合、就業不能状態となってから3ヵ月間のローン返済額の保障はありません。

■債務繰上返済支援保険金

被保険者が融資日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に、就業不能状態となり、その日から①8疾病の場合12ヵ月、②8疾病以外の場合24ヵ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、被保険者の請求により、ローン残高相当額が保険金として支払われ、ローン返済に充当されます。

■長期就業不能見舞金

被保険者が融資日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に、8疾病以外の病気・ケガにより就業不能状態となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日0時まで就業不能状態が継続した場合、被保険者の請求により、30万円が見舞金として支払われます。

※長期就業不能見舞金特約はお客さま一人につき一つとし、既に他の住宅ローンで長期就業不能見舞金特約に加入されている場合等は付帯されません。

保険金・見舞金がお支払いされない主な場合

■就業不能保険金・債務繰上返済支援保険金・長期就業不能見舞金

被保険者が次の①~⑬のいずれかにより就業不能状態に該当したとき、または⑭~⑯のいずれかに該当したときは、保険金・見舞金がお支払われません。

- | | |
|---|--|
| ① 被保険者の故意または重大な過失 | ⑧ 被保険者の妊娠・出産(妊娠に伴う合併症・異常分娩などは保障される場合があります) |
| ② 被保険者の犯罪行為 | ⑨ 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません) |
| ③ 被保険者の精神障がい | ⑩ 地震、噴火または津波 |
| ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 | ⑪ 戦争その他の変乱 |
| ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 | ⑫ 保険契約について保険契約者または被保険者の詐欺行為または保険金などの不法取得目的があった場合 |
| ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 | ⑬ 告知義務違反により保険契約が解除されたとき |
| ⑦ 被保険者の薬物依存 | |

※保険金のお支払いには所定の制限条件があります。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で保障内容の詳細を必ずご確認ください。※融資日から3ヵ月間は、保障の対象とはなりません。

保険事故発生の場合のご連絡

万一、被保険者が「被保険者のしおり」の「契約概要」に記載の保険金・見舞金のお支払事由に該当されたときは、すみやかにカスタマーセンターまでご連絡ください。なお、保険金・見舞金の請求権は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅しますので、ご注意ください。

〈カスタマーセンター〉	0120-974-646 (通話料無料) 携帯電話・PHS: 0570-001-646 (ナビダイヤル*)
	平日 9:00~18:00、土・日・祝日 9:00~17:00(12月31日、1月1~3日、5月3~5日を除く) ※通話料 20秒11円(税込)